福肥協第３７号
令和５年１月６日

肥料価格高騰対策 取組実施者各位

福岡県肥料コスト低減推進協議会
会長　正木　栄作
（公印省略）

肥料価格高騰対策会議（12 月 27 日開催）における
秋肥申請スケジュールの修正、並びに質疑応答の追加

１　秋肥申請について

［スケジュール修正の背景・基本的な考え］

○　秋肥についてはこれまで春肥との同時申請も可能としていたところです。しかし、国の事業予算の繰り越しが濃厚となってきたことから、春肥との同時申請では農業者の皆様への支援金の支払が遅れる可能性が出て参りました。そこで、国からの提示もあり、秋肥分の支援金については農業者の皆様方への速やかな支払いを図る観点から、令和４年度内（令和５年３月末日）での支払いを目指し、以下のスケジュールに修正して実施致します。

なお、今回の秋肥申請に間に合わない場合は、令和５年度の実施として春肥と一緒に申請することも可能と致します。

［令和４年度内に秋肥申請するスケジュール］

・１月３１日（火）までに秋肥支援金額（予定額）の報告 ※１・２
（報告は「参考様式第 1-1 号別添」）

・２月１０日（金）までに秋肥申請書類の提出 ※２

※１ 秋肥支援金額（予定額）は、取組実施者が把握できる範囲の金額
※２ 今回については、肥料販売店等は最寄りの農林事務所、ＪＡはＪＡ全農ふくれん(農機資材部 生産資材課)まで、報告・提出して下さい。

（参考）
秋肥支援金は３月下旬に県協議会から各取組実施者へ振込予定

２　質疑応答の追加

Ｑ１：県事業は令和５年度に繰越した場合でも春肥の対象は令和５年３月までに注文し購入した肥料代か。

Ａ１：現在、県庁内部で協議中です。後日、改めてお知らせする予定です。

Ｑ２：市町村の上乗せ支援金は令和５年３月に支払うと聞いている。それまで、国・県の支援金支払いを待って良いか。

Ａ２：国・県の支援金は農業者へ速やかに支払う必要があります。市町村の上乗せ支援金の支払い方法等は市町村へご相談下さい。

Ｑ３：秋肥（年内払い）申請時に肥料法の確認書類（登録番号、写真）は提出しているが、今後、「肥料法の登録・届出確認参考様式」を提出しなければならないか。

Ａ３：現在、秋肥（年内払い）申請時に提出いただいた確認書類をもとに、取組実施者ごとに一覧表を作成しており、同じ肥料であれば提出は不要です。

３　農業者向け案内（チラシ）

今後の秋肥・春肥の申請スケジュールや申請受付センターの開設等を反映した農業者向け案内を作成し、市町村・ＪＡへ配布予定（ＨＰ掲載）

以上